

水防法等に基づく要配慮者利用施設における取組状況

<水防法>

市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設	: 85,924
うち 避難確保計画を作成済み	: 46,824

<土砂災害防止法>

市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設	: 16,470
うち 避難確保計画を作成済み	: 8,706

水防法関係

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定した洪水予報河川又は水位周知河川の浸水想定区域内に立地し、市町村防災会議等が作成する市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設が対象。

市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設の数	77,964 85,924
うち、避難確保計画を作成した施設の数	37,659 46,824
うち、計画に基づく避難訓練を実施した施設の数	13,282 —

(上段：令和2年1月1日時点、下段：令和2年6月30日時点)

土砂災害防止法関係

- 都道府県知事が指定した土砂災害警戒区域内に立地し、市町村防災会議等が作成する市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設が対象。

市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設の数	16,470
うち、避難確保計画を作成した施設の数	8,706
うち、計画に基づく避難訓練を実施した施設の数	3,184

(令和2年3月31日時点)
(令和2年10月13日一部修正)